

福岡大学附属大濠高等学校同窓会 慶弔金・補助金及び交通費に関する細則

第1条 会員の慶弔・補助金及び交通費等については、下記のとおりとする。その他、規定にない事項については、常務理事会の承認を得て支出することができる。

1. 慶弔 下記の者が死亡した場合の香典等	
会長経験者及び現職の役員	香典10,000円、供花15,000円
本校校長、校長経験者、副校長、教頭、生徒主事、 教務主事、事務長	香典10,000円、供花15,000円
上記関係者の配偶者及び会長が適当と認める 同窓会功労者	
2. 祝金 本校行事（入学式・卒業式）に対して、	
本校行事（文化祭・体育祭）に対して	20,000円
有信会会員大会へ	10,000円
（旧）中学校総会	20,000円
大濠高校教員記念行事に対しては原則	10,000円
高校教員研修会補助（校長要請時）	100,000円
【表彰】常務理事会が特別功労があったと認めた者に は感謝状または表彰状を贈る。又、記念品料 を支給する。	感謝状対象者 20,000円 表彰状対象者 30,000円
3. 福岡県内支部への補助金	
支部総会開催には、当日参加者10名以上30人未満	30,000円
当日参加者30名以上	50,000円
企画書提出の支部に対して往復ハガキ代を支給する（但し必ず出席者名簿提出のこと）	
4. 県外3支部（関東・東海・関西）への補助金	
支部総会開催には、来賓等を除く当日参加者（支部会員）1名に対し3,000円を支給する。	
企画書提出の支部に対して往復ハガキ代を支給する（但し必ず出席者名簿提出のこと）	
5. 同期会及びクラブOB会への補助金	
同期会開催には、20名以上50名未満	30,000円
50名以上	50,000円
企画書提出の同期会及びクラブOB会に対して往復はがき代を支給する。 （但し必ず出席者名簿を提出のこと） 但し、4. 5. 6. については、開催後、1週間以内に代表者は、出席者名簿を本会事務局宛 メール又は郵送しなければならない。 年に一回を支給対象とする。	

6. 費用弁償	
関東支部 (2 人以内)	60,000 円
東海支部 (2 人以内)	50,000 円
関西支部 (2 人以内)	40,000 円
福岡県外の出張に上記と同じ費用を支給する(1名のみ)	
福岡県内 (日帰りの場合) (理事会、常務理事会、上記以外の支部会に出席の場合)	1,000 円
7. 団体競技一律 30,000 円 (但し部員数多数の場合 10,000 円を追加する。) 個人競技選手 5,000 円 顧問教諭 5,000 円 計 10,000 円とする。 ただし、高等学校側より要請のあった大会を支給対象とする	
8. 全国大会受賞祝賀会に対するお祝い 一位 団体 30,000 円 個人 20,000 円 二位・三位 団体 20,000 円 個人 10,000 円 祝賀会参加の常務理事には一律 5,000 円補助	
9. 同期会・OB 会総会・支部総会出席に対して以下の通りとする。 (1) 会長が参加する場合は祝金を持参する事とし、県外支部総会への出張旅費は当細則第 7 項に準ずる。但し代理もありうる。 (2) 組織委員会担当副会長、委員長及び当番回代表(2 名以内)の会費補助、但し代理もありうる。 (3) 県外支部総会への組織委員会担当副会長、委員長及び当番回代表(2 名以内)の出張旅費は当細則第 7 項に準ずる。但し代理もありうる。	
10. (各) 委員会合同窓会会議室使用の場合食事代実費 600 円までとする。 但し懇親会などについては一人 1,500 円の補助	
11. 理事会を同窓会会議室にて開催の場合食事代実費一人 600 円までとする。 但し懇親会等については一人 2,000 円の補助	
12. 上記以外一案件 100,000 円以上の支出に関しては事前に総務委員会へ申請すること。	
13. 上記以外の緊急の要請に対して緊急常務理事会を開催する。	

第 2 条 本細則の改廃は、常務理事会において行う。

第 3 条 本細則は平成 26 年 5 月 17 日より改訂、施行する。

第 4 条 本細則は平成 26 年 11 月 1 日より改訂、施行する。

第 5 条 本細則は平成 27 年 6 月 18 日より改定、施行する。

第 6 条 本細則は平成 29 年 12 月 21 日より改定、施行する。

第 7 条 本細則は平成 30 年 7 月 26 日より改定、施行する。

第 8 条 本細則は令和元年 7 月 25 日より改定、施行する。